

鳥取大学附属特別支援学校職員会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学附属学校の職員会議及び学校評議員に関する規則（平成16年鳥取大学規則第33号）第4条の規定に基づき、鳥取大学附属特別支援学校（以下「本校」という。）に置く職員会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 職員会議は、校長の職務の円滑な執行に資するため、本校の教育方針、教育目標、教育計画及び教育課題への対応方策等に関する職員間の意志疎通、共通理解の促進等を行う。

(構成員)

第3条 職員会議は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教頭
- (4) 教諭
- (5) 養護教諭
- (6) その他校長が指名した者

(議長)

第4条 職員会議は、校長が主宰し、その議長となる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則（平成16年鳥取大学附属学校部規則第9号）

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年鳥取大学附属学校部規則第3号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年鳥取大学附属学校部規則第9号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。